

**平成28年度医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品  
実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金交付要綱**

（総則）

第1条 この要綱は、福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という。）が行う医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）について必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 この事業は、福岡県ロボット・システム産業振興会議の会員（以下「会員」という。）が実際の導入現場で行う試作機の実証実験に係る経費の助成を通じて、会員が実用化のために必要、有益なデータや情報を取得し、実用化の促進を図ることを目的とする。

（助成の対象事業）

第3条 この事業では、医療・介護・福祉、環境・エネルギー、食品・農業等に関する社会システム分野における作業の効率化、省力化または軽労化等に資するロボットや先端半導体関連製品を対象とする。

2 助成の対象事業は次の各号の条件を全て満たすものとする。

- （1）現時点では需要が顕在化していない、あるいは顕在化の途上であり、今後の需要の拡大が見込まれるものであること。
- （2）プロトタイプ機が完成し、安全性が確認されている機器による実証実験であること。
- （3）実証実験の目的が明確であること、かつ、それを達成する適正な計画であること。
- （4）医療・介護・福祉分野などで被験者を対象とした実証実験については実証実験先の倫理審査会等の承認を得ること。
- （5）実証実験の内容は保険の適用を受けられるものである場合は、当該保険に加入すること。
- （6）県内において実施される実証実験であること。ただし、福岡県ロボット・システム産業振興会議会長（以下「会長」という。）が認めるものについてはこの限りでない。

（助成の対象者）

第4条 助成の対象者は、福岡県ロボット・システム産業振興会議会員であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有する企業であること。

なお、試作機実証実験支援においてグループの場合、全ての構成員について福岡県ロボット・システム産業振興会議会員であり、かつ少なくともグループのリーダーは県内に研究、生産・活動拠点を有する企業であること。

(助成の期間)

第5条 助成の期間は交付決定日から事業が終了した日又は平成29年3月21日のいずれか早い日までとする。

(助成対象の経費)

第6条 助成対象の経費は、別表に掲げる経費のうち会長が認めるものとする。

(助成率及び限度額)

第7条 助成率及び限度額は、別表に定めるとものとする。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金交付申請書」（様式第1号）及び「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）実施計画書」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 会長は、前条の規定により助成金交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金交付決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更及び中止の承認)

第10条 助成を受け事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）に係る助成事業（経費の配分）の変更承認申請書」（様式第4号その1）又は「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）に係る助成事業の中止承認申請書」（様式第4号その2）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- 1 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - (1) 本事業に要する経費の配分のうち、助成対象の経費総額の20%以内の変更をする場合。
  - (2) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合。
  - (3) 本事業の能率に影響を及ぼさない範囲の事業計画の細部の変更をする場合。

2 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遂行状況の報告)

第11条 助成事業者は、会長が予め決める期日における事業の遂行状況について「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）遂行状況報告書」（様式第5号）を、会長が決める期日までに提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 助成事業者は、事業終了後又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、14日以内に「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金に係る助成事業実績報告書」（様式第6号）を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 会長は、次の各号に掲げる場合には、助成事業者に対し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成金の額の確定)

第14条 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金の額の確定通知書」（様式第7号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 助成金の額が確定した場合において、確定額を超える助成金の交付を受けている者は、会長が定める期限内に、確定額を超える部分の助成金を返還しなければならない。

(助成金の請求・支払い)

第16条 助成金は第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金精算払い請求書」（様式第8号）又は「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金概算払い請求書」（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の経理)

第17条 助成事業者は、本事業に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠種類を助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第18条 会長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて助成事業者に報告を求め、本事業に係る帳簿及び全ての証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(財産の管理等)

第19条 助成事業者は、助成金（助成事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、当該年度に単価10万円以上の取得財産等があるときは、第12条に定める実績報告書に「取得財産等管理明細表」（様式第6号別紙4）を添付しなければならない。

(報告義務)

第20条 助成事業者は、助成事業実施年度の翌年度から5年間、6月30日までに、「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金に係る事業化及び収益状況報告書」（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 助成事業者は、事業完了後も取得財産等を善良なる管理者の注意を持って管理

するとともに、助成事業の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に取得財産等を助成金の交付の目的に反して処分するときは、あらかじめ「医療福祉・社会システム分野対応型ロボット・システム関連製品実証実験促進事業（試作機実証実験支援）助成金財産処分承認申請書」（交付要綱様式第11号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる場合を除く。

(1) 当該財産の取得及び、改良、修繕等に要した総額が50万円未満の場合

(2) 助成事業者が第22条の規定に基づき助成金の全部に相当する金額を振興会議に納付した場合

(3) 減価償却資産の対象年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の耐用年数を経過した取得財産等である場合

3 会長は、前項に係る財産を処分したことにより助成事業者に入収入があった時は、以下の算出方法に基づいて納付額を決定する。

$$\text{納付額} = \frac{\text{取得財産等処分量} \times \text{助成金確定額}}{\div \text{助成事業に要した経費のうちの助成対象経費}}$$

(収益納付)

第22条 会長は、第20条に規定する事業化及び収益状況報告書により、助成事業者が助成事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認められたとき及び、助成事業により取得及び、改良、修繕等で効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、助成事業者に対し、助成金の全部又は一部に相当する額を振興会議に納付させることができる。

(収益納付額及び納付期間)

第23条 助成事業者の収益納付額は、助成金の額を上限とし、その納付期間は、助成事業の完了した日の属する年度及びその終了後5年間、または第21条及び第22条に基づいて納付した額の累計が交付された助成金の額に達するまでのいずれか早い方とする。

2 会長は、第20条に規定する事業化及び収益状況報告書に基づき、助成事業者が助成事業により開発した製品を市場に展開したことにより得た利益については、以下の算出方法に基づいて納付額を決定する。

$$\text{納付額} = \frac{\{\text{当該年度収益額 (注1)} - \text{控除額 (注2)}\} \times \text{助成金確定額 (注3)}}{\div \text{助成事業に要した経費のうちの助成対象経費 (注3)}}$$

(注1) 当該年度収益額は、助成事業により製品化された製品に係る営業利益とする。

ただし、収益納付に係る報告1年目（助成事業の翌年度）については、助成事業実施年度分の該当金額を含むものとする。

(注2) 控除額は助成事業の事業者負担額

(助成事業に要した経費のうちの助成対象額 - 助成金確定額) を

収益納付期間の5年間で除したものとする。

(注3) 助成確定額及び助成対象経費は、額の確定時に通知する金額とする。

3 ただし、助成事業者の報告年度の直近における営業利益、経常利益又は純利益のいずれかの額が赤字の場合は、当該年度の収益納付を免除することができる。

(成果普及)

第24条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、振興会議の求めに応じて成果普及活動に協力するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

別表（要綱第6条及び第7条関係）

（助成対象経費）

ア 賃金（人件費）

調査等に必要な資料整理作業等を行う者を日々雇用する経費をいう。また、支払い対象者について、法令に基づいて雇用者が負担する社会保険の保険料も含む。  
<基準額>

一日（8時間）当たり 8,300 円を基準とし、雇用者が負担する保険料は別に支出する。
---

注）一日において8時間に満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合には、1時間当たり 1,030 円で計算するものとする。

イ 謝金

協力者（助成事業者組織に属さない被験者等）に対する謝礼（金銭、物品を問わない。）

<基準額>

モニター調査等のための協力	1回あたり 1,000 円程度 モニター調査、アンケート記入など協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可（その場合は、消耗品として計上すること）。
---------------	---

ウ 消耗品費

実証実験に伴い発生する各種事務用紙、文具類等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費

エ 旅費

実証実験に係る協議等のために行う国内の旅行経費（協力者に対する旅費を含む。）

オ 倫理審査会等経費

医療・介護・福祉分野など被験者を対象とした実証実験の実証実験先の倫理審査会等に関する経費をいう。倫理審査会の設置が無い場合は、それに代わる審査の場とする。

カ 保険料

実証実験に起因する損害等を補償するために必要な保険料をいう。なお、実証実験の内容は保険の適用範囲内とする。

キ 専門家依頼経費

実証実験を有益に実施するための助言を行った専門家に対する経費や、助成業者に代わって施設等との折衝を行った専門家に対する経費をいう。

<基準額>

定型的な用務を依頼する場合	医師又は相当者	日給 14,100 円
	大学（短大含む）卒業者又は専門技術を有する者及び担当者	日給 7,800 円
	調査補助者	日給 6,600 円

ク 試作機改良費

実証実験に伴い、改良が必要となった場合に要した試作機改良費をいう。実証実験とは無関係に発生した改良費は対象外とする。

ケ 委託費

実証実験のデータ分析等を外部へ委託する経費

コ その他経費

上記以外であって、実証実験に必要と認められる経費

(助成率及び限度額)

助成率	助成金額
1 / 2 以内	200 万円程度 (ただし、このうちに含まれる試作機改良費の上限は100万円とする。)